

## 水道における指標菌の検査について 厚生労働省



平成 23 年 3 月 31 日付けで、水道における指標菌の検査について、厚生労働省より通知が出され、指標菌である嫌気性芽胞菌と大腸菌の検査方法が改正となりました。

平成 19 年に通知された「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」では、水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染の恐れに関する「定量的」な知見が必ずしも十分でないことから、「定量試験」が検査方法に採用されていました。

しかし、今回の通知により、大腸菌の検出の「有無」に重点が置かれ、水道法の検査方法と同じ「定性試験」で検査を行い、管理する方向となりました。また、定量試験は検査方法の1つとして残され、クリプトスポリジウム等の汚染の恐れがある場合は、従来通り、定量試験により検査を行っても良いとされました。

また、嫌気性芽胞菌については、検査に用いる培地が製造中止となっていました。培地製造メーカーにより、従来検査に使用していた「ハンドフォード改良寒天培地」と同等以上の新たな培地が開発・製造され、嫌気性芽胞菌の検査に用いても良いとされました。

今回改正された検査方法は、平成 23 年 4 月 1 日より適用となっています。

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。水質検査については、当社へご相談下さい。

資料 2011 年 3 月 31 日 厚生労働省通知

衛生技術箇所 貝森繁基